

# 放 火 編

## < 放火火災の実態 >

火災は、人の生命、身体を脅かし、財産も一瞬のうちに灰にしてしまう恐ろしい災害です。

放火は、その恐ろしい災害を故意に発生させるもので、許されない犯罪行為であり、刑法で極めて重い刑罰が定められています。

本市における放火及び放火の疑いによる火災（以下「放火火災」という。）の件数は、平成3年以降、平成30年を除き、火災原因の第1位となっています。

全国的にも「放火火災」は昭和60年以降、連続して第1位となっており、深刻な社会問題となっています。

## < 放火火災の特徴 >

放火火災は、死角となる場所や深夜に発生することが多く、発見の遅れによって被害が拡大する恐れがあります。

放火火災の特徴として、具体的には次のようなことがあげられます。

- ・ ライターやマッチ等で、紙くず等に火をつけるものが大半。
- ・ 建物火災では、大半が共用部分や建物外周部で出火している。
- ・ 工事中の建物や空家は、建物内部に侵入して放火するが多い。
- ・ 雨の降っていない風の弱い日に発生する割合が高い。
- ・ 月別では、10月から3月の冬から春にかけて乾燥した寒い時期に多く発生している。



## < 予防対策 >

放火火災を予防するには、一人ひとりが予防対策を心がけるだけでなく、「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ということを基本に、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、地域ぐるみで「放火させない環境づくり」を進め、放火火災に対する地域の対応力を向上させることが大切です。

用途などに応じたポイントをまとめましたので、参考にしてください。

### ▼ 一般住宅・共同住宅

- 家の周囲、共用部分の廊下や階段などに燃えやすい物を置かない。
- ごみは収集日の朝に出す。
- 屋外灯を点灯する。
- 物置、車庫等には鍵をかける。
- 空き家の侵入防止措置をする。
- 車両等のボディカバーは「防災製品」を使用する。
- 郵便受けに新聞やチラシ等を溜めたままにしない。



**家のまわりに燃えやすいものを置かない。**

### ▼ 店舗・百貨店等

- 死角となるトイレや階段に可燃物を置かない。
- こまめに巡回を行なう。
- 死角となる場所には監視カメラやセンサーライトなどを設置する。
- 死角を生じないよう商品陳列を工夫する。
- 従業員に対して放火火災予防対策教育を行なう。

▼ 事務所・事業所

- 建物周囲に可燃物を置かない。
- 火気及び施錠を確認してから帰宅する。
- 夜間や休日の施錠管理を徹底する。
- 従業員に対して放火火災予防対策教育を行なう。

▼ 雑居ビル

- 建物の周囲、共用部分の廊下や階段などに燃えやすい物を置かない。
- 死角となる場所には監視カメラやセンサーライトなどを設置する。
- 使用しない箇所の施錠管理を徹底する。
- 従業員やテナント関係者に対して放火火災予防対策指導を行なう。

▼ 工事中の建物

- 建築現場や建物内へ容易に入りにくいような措置をする。
- 囲い用シートは「防災製品」を使用する。
- 建築資材や廃材等を整理整頓し、不用品は除去する。
- 夜間・休日等の巡回を行なう。
- 隣近所へ協力を依頼しておく。
- センサーライト等を取り付け、建築現場を明るくする。

門扉・物置  
・車庫には  
カギをかけ。  
外部から侵入  
できないようにする

